

# 人、動物、経済、社会のためにも不可欠な、産業動物に関する法改正

産業動物（畜産動物）のアニマルウェルフェア（動物福祉）を現在、農林水産省も押し進めています。その根拠法は環境省所管の動物愛護法です。しかし、動物愛護法には産業動物の条項がなく、それに特化した規制がありません。国際的には大変珍しい状況で、この遅れは海外からも指摘されています。機関投資家向けの評価では、日本の食品企業は動物福祉が遅れているため、投資するにはハイリスクであると認知されており、飼育方法の底上げは経済面でも必須です。

## 産業動物保護のための大きな改正が必要な理由

### ビジネス要件

- ・ 小売やメーカー等、食品関連企業が ESG 投資を獲得するために動物福祉は必須。
- ・ 機関投資家向けの格付けで、日本企業の動物福祉への取り組みは最低評価。
- ・ 日本の畜産物の動物福祉が悪いと、輸出はより厳しくなる可能性がある。（輸出するには世界水準をクリアする必要があるため）
- ・ OECD 多国籍企業行動指針にも動物福祉が組み込まれ、WOAH（世界動物保健機関、旧 OIE）の規約遵守は必須。

### 持続可能性要件

- ・ 国産畜産物は、薬剤耐性菌保有率が他国より高く安全性も低い。
- ・ 畜産由来をふくめ、薬剤耐性菌による死亡者は 2050 年には 1000 万人になる予測。
- ・ 動物福祉を高めることは、次のパンデミックを防ぐ重要な取り組みだと、国連環境計画も警鐘を鳴らしている。

### 社会的要件

- ・ 日本の畜産動物を守る法規制は世界最低ランク。
- ・ 日本の動物福祉推進の根拠法は動物愛護法。農水省等もそれが根拠法で進めざるを得ない。
- ・ 8 割の人は畜産動物の飼育改善が必要と回答する。

動物愛護法は、動物好きな人やペットのためだけの法律ではなく、動物を守り管理することで、人の安全や社会の気風を守る法律です。  
そのことは、地球環境や自国のビジネスすべてを守ることにつながります。

## 改正してほしい内容

### 1. 産業動物に関する条項を新設

#### ① 産業動物に関する条項を新設

動物福祉の5つの自由を満たす飼育への転換を図ることを義務付ける。

#### ② 国際的な水準と最新の動向に配慮することを義務付ける

#### ③ 産業動物のと畜の際、事前の意識喪失を義務化づける。

※5年程度の移行期間を設ける **罰則を設ける**

#### ④ 飼育密度を適正に保ち、最低限、他の動物や壁と接触せずに横臥できる面積を与えることを義務づける。

※新設する場合は即時、現行の農場は2年程度の移行期間を設ける **罰則を設ける**

#### ⑤ 外科的切除や施術では、麻酔および鎮痛薬を使用することを義務付ける

※3年程度の移行期間を設ける **罰則を設ける**

### 2. WOAH（世界動物保健機関）の基準に準じて「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を改定し、遵守義務とする。

### 3. 産業動物関連施設を動物取扱業に加える。

すべての動物に思いやりを



<https://animallaw.jp/>

# 人、動物、経済、社会のためにも不可欠な、実験動物に関する法改正

## 動物実験の内容に踏み込む要望ではありません

実験動物に関する規定は動物愛護法の第41条にありますが、動物実験の国際原則である3R（代替、数の削減、苦痛の軽減）ですら義務ではなく、実験動物を飼養する施設の場所の把握すらできません。諸外国は登録・許認可制で、査察があり、罰則が伴った規定もあります。実験動物に関連する施設の登録制と、3Rの義務化、代替法促進を国の責務とすることは決して極端な改正ではなく、日本の動物実験の体制や法制度が国際レベルに引けを取らないものにするには必須です。また、2019年改正で既に附則に検討事項として盛り込まれています。

## 施設の把握と、大原則「3R」義務化が必要

### 実験動物に関する法改正が必要な理由

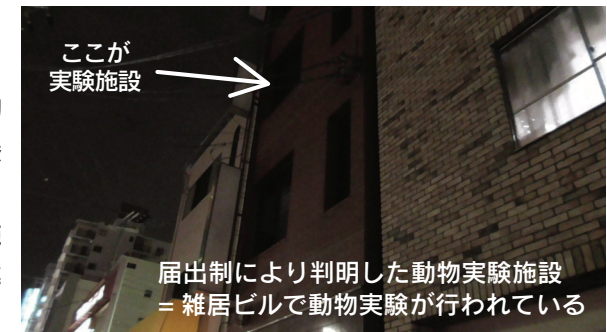
- ・ 研究において世界と競い合うには代替法の開発・普及は不可欠であり、国を挙げて取り組むべき。
- ・ ヒトベースの試験や代替法など、医学の発展に大きく貢献する最新技術開発の遅れにつながる。
- ・ 実験動物の不適切な取扱いが判明した場合に、それを是正させる監督機関がどこであるか明確な定めがない。WOAH（世界動物保健機関）は監督枠組みの構築を求めている。
- ・ 実験動物には、遺伝子組み換えされたもの、ウイルスを感染させたものも多いが、実験動物の飼養場所や動物種、数を自治体が把握できなければ、災害時に施設の崩壊や動物の脱走などに対応できない。

### ★ 法制度比較表

	EU	アメリカ	韓国	日本
実験施設	許認可	登録	登録	なし
施設への査察	あり	あり	あり	なし
罰則	あり	あり	あり	なし

### 兵庫県はすでに届出制

届出制を導入した根拠は、国が実験動物の飼養保管基準を定めており、適正飼養の指導の対象であるため。今の動物愛護法は実験動物を飼養する施設を把握できず、適正飼養の指導も基準の周知も不可能であり、不備と言えます。



### 改正してほしい内容【2019年改正法附則を参照】

1. 「動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等」(第41条) 第1項における動物実験の代替と使用動物数の削減を義務とする。
2. 国（関係省庁）に、代替法があるものについて、その利用の検討と推進をすることを義務付ける。
3. 代替法の開発・評価・普及を国の責務とする。
4. 動物実験施設、実験動物販売業を動物取扱業に加え、登録を義務に。